（削る）

（削る）

**第十六条**　（略）

（生物多様性センター）

**第十七条**　自然環境計画課に、生物多様性センターを置く。

2　生物多様性センターは、環境大臣の定めるところにより、自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に必要な基礎調査（自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）に規定する基礎調査をいう。）その他自然環境の保護及び整備に関する基本的な政策の基礎となる事項の調査及び分析並びに情報の収集、整理及び提供に関する事務の一部を処理する。

3　生物多様性センターは、富士吉田市に置く。

4　生物多様性センターに、生物多様性センター長を置く。

（生物多様性戦略推進室）

**第十八条**　自然環境計画課に、生物多様性戦略推進室を置く。

2　生物多様性戦略推進室は、生物の多様性の確保に関する基本的な事項の企画及び立案並びに調整に関する事務（野生生物課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（削る）

3　生物多様性戦略推進室に、室長を置く。

**第十九条**　（略）

（鳥獣保護管理室及び希少種保全推進室）

**第二十条**　（略）

2　（略）

3　鳥獣保護管理室に、室長を置く。

4　（略）

5　希少種保全推進室に、室長を置く。

（国民公園管理事務所等の名称及び位置）

**第二十条**　国民公園管理事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|---|---|
| 皇居外苑管理事務所 | 東京都千代田区 |
| 京都御苑管理事務所 | 京都市 |
| 新宿御苑管理事務所 | 東京都新宿区 |

2　千鳥ケ淵戦没者墓苑管理事務所は、東京都千代田区に置く。

3　生物多様性センターは、富士吉田市に置く。

（国民公園管理事務所等の所長等）

**第二十一条**　国民公園管理事務所及び千鳥ケ淵戦没者墓苑管理事務所に所長を、生物多様性センターに生物多様性センター長を置く。

**第二十二条**　（略）

（新設）

（生物多様性地球戦略企画室及び生物多様性施策推進室）

**第二十三条**　自然環境計画課に、生物多様性地球戦略企画室及び生物多様性施策推進室を置く。

2　生物多様性地球戦略企画室は、生物の多様性の確保に関する基本的な事項の企画及び立案並びに調整に関する事務（野生生物課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　生物多様性施策推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体が行う生物の多様性の確保に関する活動の促進に関すること。

二　生物の多様性の確保のための経済的措置に関すること。

三　遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関すること。

4　生物多様性地球戦略企画室及び生物多様性施策推進室に、室長を置く。

**第二十四条**　（略）

（鳥獣保護管理室及び希少種保全推進室）

**第二十五条**　（略）

2　（略）

（新設）

3　（略）

4　鳥獣保護管理室及び希少種保全推進室に、室長を置く。